

# EAE入会金・年会費並びにEAEマーク料金規定

制定日：2018年4月2日

2020年11月12日 改定

一般社団法人 電磁環境・電磁波防護製品評価協会

第1条 一般社団法人 電磁環境・電磁波防護製品評価協会（EAE）の入会金および年会費は、次のとおりとする。

※障害者団体、または協会事業に労務貢献する個人は年会費を免除する。

※公益法人（社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人など）

※会員でなくてもEAEマークの発行は受けることができる。

会員種別	入会金	年会費
正会員（個人・障害者団体）	無料	50,000 円※
賛助会員（公益法人※）	無料	50,000 円
賛助会員（企業）従業員数 1名～99名	10,000 円	50,000 円
100名～4,999名	10,000 円	100,000 円
5,000名以上	10,000 円	200,000 円

第2条 EAEマークの種類は、以下の3種とする。

- (1) 施設評価EAEマーク…職場、公共施設などペースメーカ・ICD（以下PM等という）等装着者が立ち入る可能性のある施設内の電磁界調査を実施し、PM等装着者のために電磁的安全対策を行った施設に発行するマーク。
- (2) 機器・設備評価EAEマーク…電磁波を発生している製品に電磁界調査を実施し、PM等に影響を及ぼす可能性があるかどうかを評価し、評価内容に応じて以下の「影響なし」「0.0cm離す」「接近注意」の製品評価EAEマークを発行する。
- (3) 電磁波防護製品評価EAEマーク…EAEが定める評価基準（製品の安全性、電磁波防護性能評価方法と性能表示方法など）を達成している人体用電磁波防護製品に対するマークです。マークには「ペースメーカ・ICD等用電磁波防護製品用」と「人体用電磁波防護製品用」の2バリエーションがある）

第3条 EAEマークに係わる料金は、以下の3種とする。

- (1) EAEマーク施設・製品認定審査料
- (2) EAEマーク使用料（施設や製品の類型による）
- (3) EAEマーク認定証発行料（認定証の再発行・追加発行が対象）

第4条 EAEマーク施設・製品認定審査料、EAEマーク使用料、EAEマーク認定証発行料は別表に定め公表する。

第5条 EAEマーク施設・製品認定審査料、EAEマーク使用料、EAEマーク認定証発行料は、必要に応じて見直す。

2 前項の料金の見直しは、EAEマーク事業の公益性に望み、EAEマーク使用契約者数、EAEマーク製品の売上高推移、評価製品数、評価基準の見直しその他諸般の事情を考慮するものとする。

# EAEマーク各種料金

一般社団法人 電磁環境・電磁波防護製品評価協会

## 【1】EAEマーク施設・製品認定審査料

1. 「施設評価EAEマーク」・「機器・設備評価EAEマーク」に係る認定審査料（「EAEマーク認定申込書」1通あたり）  
審査料 会員 20,000円（別途消費税） 非会員 30,000円（別途消費税）  
※申請に伴う電磁界調査費用は申請者が別途調査会社に支払う。（会員割引有り）
2. 「電磁波防護製品評価EAEマーク」に係る認定審査料（「EAEマーク認定申込書」1通あたり）  
審査料 40,000円（別途消費税） 非会員 50,000円（別途消費税）  
※申請に伴う電磁界調査費用は申請者が別途調査会社に支払う。（会員割引有り）
3. 非営利の公共施設に対する「施設評価EAEマーク」に係る認定審査料（「EAEマーク評価申込書」1通あたり）  
審査料 会員 無料 非会員 30,000円（別途消費税）  
※申請に伴う電磁界調査費用は申請者が別途調査会社に支払う。（会員割引有り）

以下の電磁界調査企業で電磁界調査を依頼する場合は、電磁界調査費用のEAE会員割引がある。  
※本協会のガイドライン並びに調査方法を実施できる電磁界調査企業であるなら、申請者は任意に選択することができる。

<ペースメーカー・ICD等電磁波影響調査会社>（EAE賛助会員）

メディカル・エイド株式会社

大阪府和泉市テクノステージ3-1-11

電話：0725-53-3270/FAX：0725-53-5337

E-Mail：medicalaid\_info@medical-aid.co.jp

## 【2】EAEマーク認定証発行料（認定証の再発行・追加発行が対象）

発行料（日本語版、英語版とも1枚あたり） 5,000円（別途消費税）

※EAEマークの認定が決定しましたら認定証を発行しますが、英語版や追加で認定証発行が必要になった場合に発行料がかかります。

### 【3】EAEマーク使用料

使用1年目は見込み登録施設数及び製品の見込み売上高に応じてお支払いいただきます。1年目終了時にその年の登録施設数及び製品の売上高を確定し、1年目の使用料に過不足があった場合は翌年の支払いから追加・減額させていただきます。2年目以降は前年の売上高が使用料となります。

#### 1. 施設評価EAEマーク

職場や公共施設などPM等装着者が立ち入る可能性のある施設は、以下の類型毎に年間使用料を定めています。

類型101 職場環境 1事業者あたりの施設数区分		使用料(別途消費税)
「工場・作業所」「事務所・営業所」 建築業、自動車関連工場、電力施設、運送・運輸業、海運業、航空業、電気通信事業、船舶漁業事業、農業など	1～9 施設	1施設目 30,000円 2施設目以降 20,000円
	10～29 施設	10施設 200,000円 11施設目以降 15,000円
	30～99 施設	30施設 500,000円 31施設目以降 10,000円
	100～499 施設	100施設 1,200,000円 101施設目以降 6,000円
	500～999 施設	500施設 3,600,000円 501施設目以降 4,000円
	1000 施設超	1000施設 5,600,000円 1001施設目以降 3,000円
類型102 公衆施設 1事業者あたりの施設数区分		使用料(別途消費税)
「ホテル・旅館」「病院・診療所」 「学校・塾・各種教室・フィットネスクラブ・カルチャーセンター」「映画館」「劇場・興行場・興行団」「結婚式場」「競技場」 「ゴルフ場・ゴルフ練習場・ボウリング場・パチンコホール、ゲームセンター」「公衆浴場・施設」など	1～9 施設	1施設目 30,000円 2施設目以降 20,000円
	10～29 施設	10施設 200,000円 11施設目以降 15,000円
	30～99 施設	30施設 500,000円 31施設目以降 10,000円
	100～499 施設	100施設 1,200,000円 101施設目以降 6,000円
	500～999 施設	500施設 3,600,000円 501施設目以降 4,000円
	1000 施設超	1000施設 5,600,000円

			1001施設目以降 3,000円
<b>類型103 公園・遊園地等施設 1施設あたりの来場者数区分</b>			<b>使用料(別途消費税)</b>
「遊園地・テーマパーク」 「動物園・水族館」「ミュージアム」など	<b>来場者数</b>	10万人以下	100,000 円
		10万人超～50万人以下	200,000 円
		50万人超～100万人以下	500,000 円
		100万人超～300万人以下	1,000,000 円
		300万人超～500万人以下	3,000,000 円
		500万人超	5,000,000 円
<b>類型104 各種交通機関等施設 1事業主あたりの利用者数区分</b>			<b>使用料(別途消費税)</b>
「鉄道駅・空港・バスターミナル」など	<b>利用者数</b>	10万人以下	100,000 円
		10万人超～50万人以下	200,000 円
		50万人超～100万人以下	500,000 円
		100万人超～300万人以下	1,000,000 円
		300万人超～500万人以下	3,000,000 円
		500万人超	5,000,000 円
<b>類型105 飲食店・店舗施設 1事業者あたりの店舗数区分</b>			<b>使用料(別途消費税)</b>
「飲食店・ファストフードチェーン」「小売店舗」など	<b>認定施設数</b>	1～9 施設	1施設目 30,000円 2施設目以降 20,000円
		10～29 施設	10施設 200,000円 11施設目以降 15,000円
		30～99 施設	30施設 500,000円 31施設目以降 10,000円
		100 ～ 499 施設	100施設 1,200,000円 101施設目以降 6,000円
		500 ～ 999 施設	500施設 3,600,000円 501施設目以降 4,000円
		1000 施設超	1000施設 5,600,000円 1001施設目以降 3,000円
<b>類型106 大型複合商業施設 1施設あたり売上高区分</b>			<b>使用料(別途消費税)</b>
	～	10億円以下	100,000 円
10 億円超	～	50億円以下	200,000 円
50億円超	～	100億円以下	500,000 円
300億円超	～	500億円以下	1,000,000 円
500億円超	～	1000億円以下	3,000,000 円
1000億円超			5,000,000 円

類型107 非営利の公共施設	使用料
官公庁、都道府県市区町村役所、身体障害者施設など	無料

## 2. 機器・設備評価EAEマーク

電磁波を発生している機器や設備（類型201～）は、以下の合計売上区分で年間使用料を定めています。※類型は機器・設備によって細分されております。

EAE評価機器・設備の合計売上高区分		使用料(別途消費税)
～	10 万円以下	10,000 円
10 万円超	～ 2,500 万円以下	30,000 円
2,500 万円超	～ 5,000 万円以下	50,000 円
5,000 万円超	～ 7,500 万円以下	75,000 円
7,500 万円超	～ 1 億円以下	100,000 円
1 億円超	～ 1 億 7,500 万円以下	150,000 円
1 億 7,500 万円超	～ 2 億 5,000 万円以下	200,000 円
2 億 5,000 万円超	～ 3 億 2,500 万円以下	250,000 円
3 億 2,500 万円超	～ 4 億円以下	300,000 円
4 億円超	～ 4 億 7,500 万円以下	350,000 円
4 億 7,500 万円超	～ 5 億 5,000 万円以下	400,000 円
5 億 5,000 万円超	～ 6 億 2,500 万円以下	450,000 円
6 億 2,500 万円超	～ 7 億円以下	500,000 円
7 億円超	～ 8 億 5,000 万円以下	600,000 円
8 億 5,000 万円超	～ 10 億円以下	700,000 円
10 億円超	～ 20 億円以下	800,000 円
20 億円超	～ 30 億円以下	900,000 円
30 億円超	～ 40 億円以下	1,000,000 円
40 億円超	～ 50 億円以下	1,100,000 円
50 億円超	～ 60 億円以下	1,200,000 円
60 億円超	～ 80 億円以下	1,300,000 円
80 億円超	～ 100 億円以下	1,400,000 円
100 億円超	～ 200 億円以下	1,500,000 円
200 億円超	～ 300 億円以下	2,000,000 円
300 億円超	～ 500 億円以下	2,500,000 円
500 億円超	～ 1000 億円以下	3,000,000 円

1000 億円超	～	5000 億円以下	5,000,000 円
5000 億円超			10,000,000 円

### 3. 電磁波防護製品評価EAEマーク

ペースメーカー・ICD等の体内植込み型医療機器への電磁干渉を軽減することができる電磁波防護製品（類型301）と人体への電磁暴露量を軽減することが電磁防護製品（類型302）は、以下の合計売上区分で年間使用料を定めています。

EAE評価電磁波防護製品の合計売上高区分			使用料(別途消費税)
	～	10 万円以下	10,000 円
10 万円超	～	2,500 万円以下	30,000 円
2,500 万円超	～	5,000 万円以下	50,000 円
5,000 万円超	～	7,500 万円以下	75,000 円
7,500 万円超	～	1 億円以下	100,000 円
1 億円超	～	1 億 7,500 万円以下	150,000 円
1 億 7,500 万円超	～	2 億 5,000 万円以下	200,000 円
2 億 5,000 万円超	～	3 億 2,500 万円以下	250,000 円
3 億 2,500 万円超	～	4 億円以下	300,000 円
4 億円超	～	4 億 7,500 万円以下	350,000 円
4 億 7,500 万円超	～	5 億 5,000 万円以下	400,000 円
5 億 5,000 万円超	～	6 億 2,500 万円以下	450,000 円
6 億 2,500 万円超	～	7 億円以下	500,000 円
7 億円超	～	8 億 5,000 万円以下	600,000 円
8 億 5,000 万円超	～	10 億円以下	700,000 円
10 億円超	～	20 億円以下	800,000 円
20 億円超	～	30 億円以下	900,000 円
30 億円超	～	40 億円以下	1,000,000 円
40 億円超	～	50 億円以下	1,100,000 円
50 億円超	～	60 億円以下	1,200,000 円
60 億円超	～	80 億円以下	1,300,000 円
80 億円超	～	100 億円以下	1,400,000 円
100 億円超	～	200 億円以下	1,500,000 円
200 億円超	～	300 億円以下	2,000,000 円
300 億円超	～	500 億円以下	2,500,000 円

500 億円超 ~

3,000,000 円